

韓国の税務・会計に関する ブリーフィングレポート

- ・ 監査・会計基準の制定、改正現況
- ・ 国税庁調査・国際税務調査の動向
- ・ 関税庁調査の動向

2015年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

ソウル事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所が KPMG サムジョン会計法人に作成委託し、2015年3月31日現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、専門的助言を構成するものではなく、専門的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な専門的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG サムジョン会計法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG サムジョン会計法人に係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、部課名
およびメールアドレスが変更となりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ソウル事務所
E-mail：KOS@jetro.go.jp

JETRO

目次

第1章 監査・会計基準の制定、改正現況	1
－ 株式会社の外部監査に関する法律および施行令の改正 －	1
1. 財務諸表の作成および作成支援の禁止	1
2. 外部監査対象範囲の調整	3
3. 監査人指定範囲の拡大	3
4. その他改正事項	4
第2章 国税庁調査・国際税務調査の動向	5
－ 税務調査 －	5
1. 税務調査の動向	5
2. 最近の税務調査の選定方向	5
3. 最近の移転価格調査の傾向および調査方法	6
第3章 関税庁調査の動向	8
－ 関税調査 －	8
1. 最近の関税調査の動向	8
2. 関税調査の種類	10

韓国の税務・会計に関するブリーフィングレポート

第1章 監査・会計基準の制定、改正現況

－ 株式会社の外部監査に関する法律および施行令の改正 －

1. 財務諸表の作成および作成支援の禁止

(1) 概要

2013年12月19日、「株式会社の外部監査に関する法律」（以下、“外部監査に関する法律”）に関連する改正案が国会を通過し、これに関連する法律の施行令は2014年6月24日に国务会議を通過した。

(2) 改正背景

最近、監督当局は会社の財務諸表の作成における外部監査人への依存の深刻性を指摘し、会計透明性の向上を目標に“外部監査に関する法律および施行令”を改正して“会社の財務諸表の作成責任”を明確化した。また、監督当局は今後さまざまな方法を通じて、強化された法規の遵守の点検を行うことを予定している。

(3) 改正内容

1. 監査前に財務諸表を証券先物委員会へ提出（株主総会6週間前/4週間前）

対象	提出先	施行時期	提出資料
上場会社	韓国取引所	2014年7月1日	連結/個別財務諸表
非上場 (資産1,000億ウォン以上)	金融監督院	2015年7月1日	-財務状態表、損益計算書、 キャッシュ・フロー計算書、 資本変動表、注記

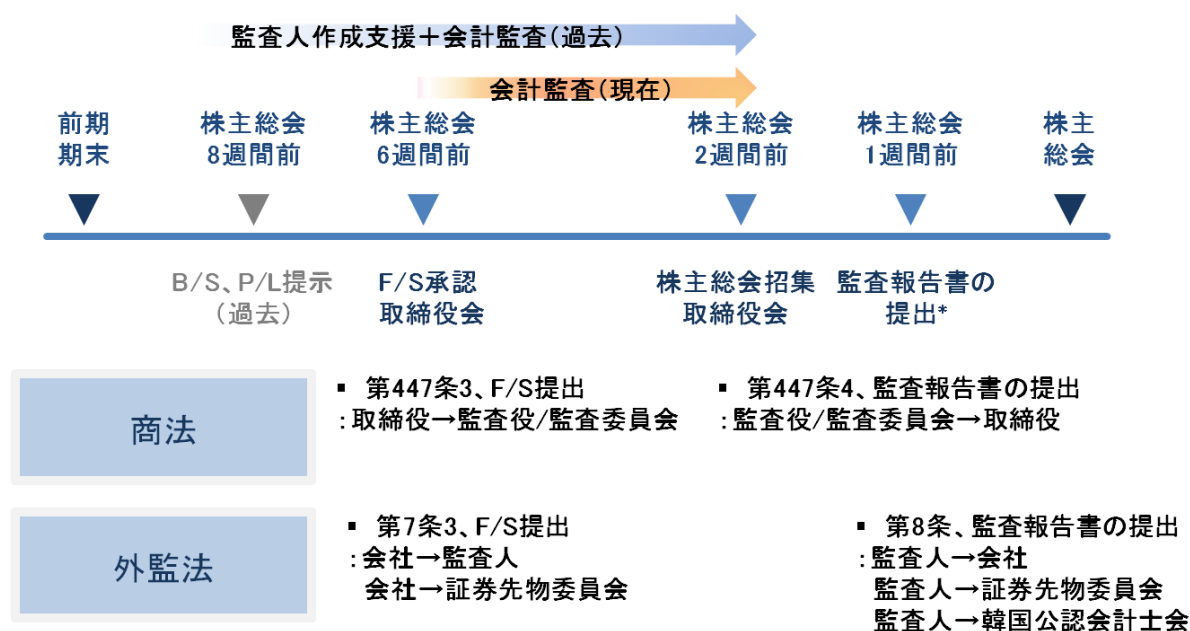
* 受け付けた監査前の財務諸表は電子開示システム等を開示しない。

** (参考) 提出期限

- ① 財務諸表の場合には定時総会の6週間前（会社更生手続き進行中の会社の場合には、事業年度終了後45日以内）
- ② 連結財務諸表の場合には、以下の各目の区分による期限
 - 韓国採択国際会計基準を適用する会社：定時総会の4週間前（会社更生手続き進行中の会社の場合には、事業年度終了後60日以内）
 - 韓国採択国際会計基準を適用しない会社：事業年度終了後90日以内（「資本市場および金融投資業に関する法律」第159条第1項による事業報告書の提出対象法人のうち、直前事業年度末現在における資産総額が2兆ウォン以上の法人の場合には、事業年度終了後70日以内）

- ロ. 監査人の会計処理諮問の禁止
- 会社の財務諸表作成に関連する監査人の禁止行為類型の明示（施行令第6条第5項）
- ① 監査人が会社の財務諸表を代わりに作成する行為
 - ② 監査人が会社の財務諸表の作成に関連する会計処理に対する諮問に応じる行為
 - ③ 監査人が財務諸表の作成に必要な計算または会計仕訳を代わりに行う行為
 - ④ 監査人が会社の財務諸表の作成に関連する具体的な会計処理方法選択または決定に関与する行為
- ハ. 財務諸表の提出および禁止業務の違反時、“3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金”

(4) 財務諸表の提出日程および関連規定（上場会社基準）



* 大企業の場合には、株主総会の2週間前に監査報告書を開示:2週間前に開示した場合にのみ外国人の株主/機関投資家が賛成の意思表示

2. 外部監査対象範囲の調整

(1) 概要

2014年9月2日付の国務会議で“外部監査に関する法律”施行令に関連する改正案が通過した。

(2) 主な内容

外部監査対象非上場株式会社の範囲を現行の“資産100億ウォン以上”から“資産120億ウォン以上”に調整

- 同事項は会計制度改革案の発表（2013年10月28日）、公聴会（2013年11月28日）、関連機関TF等を通じて十分な意見収集を行った。
- 2009年基準での調整以降の経済成長率（24%）および外監対象会社数の変化を勘案して20%向上

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
外監対象非上場法人の数	15,441	16,826	17,797	18,306	20,525

(3) 期待効果

今回の施行令改正により、外部監査義務の免除を受ける中小企業の経営負担が緩和されると期待される。

(4) 施行日

2014年9月3日に施行令が改正公布され、2014年10月以降に開始する事業年度から適用される（例：12月末決算法人の2014年末基準の資産総額が120億ウォン未満の場合、2015年事業年度の財務諸表に対して外部監査義務が免除される）。

3. 監査人指定範囲の拡大

(1) 概要

2014年5月2日に“外部監査に関する法律”に関連する改正案が国会を通過した。

(2) 施行日

2014年5月28日に改正された“外部監査に関する法律”が公布され、施行日は2014年11月29日である。

(3) 主な内容

- イ. 株券上場法人のうち大統領令で定める財務基準に該当する会社等に対して証券先物委員会が監査人を指定することとし、指定された監査人を指定事業年度以降に初めて到来する事業年度の監査人として選任することができないようにした。
- ロ. 監査人指定対象の拡大により、企業の会計法人選択権を拡大するために監査人再指定要請事由を拡大
 - 現在は株券上場予定法人等の例外的な場合にのみ監査人再指定要請が許容されているが、今後は原則的に再指定要請を許容（1回に限る）。ただし、懲罰的な性格の指定の場合*には再指定要請を制限
 - * 証券先物委員会の監理措置、監査人の未選任、横領背任事件が発生した企業など

4. その他改正事項

(1) 監査人の損害賠償責任（施行令第17条第1項、第2項）

法律改正により、従来は連帯責任であった監査人の損害賠償責任が、原則的に比例責任を負担し、故意がある場合および施行令で定める場合にのみ例外的に連帯責任を負担するように転換された。

* 責任比率は裁判所が帰責事由によって定める。

(2) 迂回上場予定企業の監査人指定（施行令第4条第7項）

迂回上場の実質的な効果が新規上場と差異がないことを考慮し、監査人指定対象に迂回上場予定企業なども含めた。

* 現在は株券上場予定法人、粉飾決算措置を受けた会社、外部監査人未選任会社等に適用している。

(3) 外部監査実施内容記載書式の新設（施行令第6条、別紙第22号）

2014年11月29日から監査人は監査参加人員*の数および監査時間、監査業務内容等を監査報告書に添付しなければならないため、具体的な記載事項および記載方法を規定した報告書式を新設した。監査業務内容は監査計画、現場監査、実地棚卸、外部確認等に区分して遂行時期および業務実施内容等を記載することになる。

* 品質管理検討者、担当取締役、登録公認会計士、修習公認会計士、その他専門家（例：IT監査、税務、価値評価）等に区分

第2章 国税庁調査・国際税務調査の動向

－ 税務調査 －

1. 税務調査の動向

国税庁は2014年5月29日、“10大税政改善課題”の一つとして税務調査に関連し、以下のとおり、追徴実績を意識した無理な税務調査は行わないこと、税務調査を緩和することを発表した。これにより、特別調査よりも定期・循環調査を中心とする税務調査を実施していくことを明らかにした。ただし、一般的な税務調査は緩和する一方、海外脱税、大企業・大財産家等の脱税容疑があるものに対しては非定期調査を通じて税務調査を強化していく方針である。

(1) 経済活性化のための税務調査の緩和

2013年、新政府の発足以来、厳しい税務調査が行われてきた。そのため、企業の不安な世論が形成され、経済活性化を阻害するという指摘が続いたことで、国税庁は調査比率を誠実申告への誘導に必要最小限で維持し、調査規模を例年より低い水準で運営するという税務調査運営の内部指針を備えた。具体的には、税務調査期間は、例年に比べて10～30%短縮して推進し、売上高500億ウォン未満の中小企業については調査比率を縮小し、雇用創出企業に対しては調査猶予を拡大するという内容である。

(2) 大企業・財産家の脱税については最後まで追跡して課税

大企業に関連して系列会社を利用した不公正取引および特殊関係取引を通じた支配株主の脱税行為を徹底的に検証し、財産家の脱税防止のために長期間の資産変動および所得源泉の流れを精密に分析し、相続・贈与税の脱税容疑について調査を行っている。そして、親戚・姻戚および実質的支配関係法人等の、すべての経済的実体を統合管理していくことに取り組んでいる。

(3) 国内外での共助等、情報力強化により知能的な海外脱税を遮断

情報ルートの多角化を通じて、海外脱税情報を収集し、これに対する分析を高度化し、国家間の実効的な情報交換、FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act、海外金融口座納税協力法) の履行準備の徹底、関税庁等、国内の関連機関との脱税対応協力強化を行っている。

2. 最近の税務調査の選定方向

(1) 定期調査対象

法人の自律的な誠実申告を担保するために“国税基本法第81条の6(税務調査の対象者の選定)第2項”による定期的な電算による誠実度の評価結果および調査を実施していない年数など、国税庁長が別途定める選定基準により、公正かつ客観的に調査対象法人を選定している。

区分	売上高 3,000 億ウォン以上	売上高 1,000～3,000 億ウォン	売上高 1,000 億ウォン未満
選定 基準	・ 5年周期の循環調査	・ 誠実度評価による選定 ・ 10年以上の長期未調査法人は優先選定	・ 誠実度評価による選定を原則 ・ 売上高 500 億ウォン未満の法人は調査比率を縮小 ・ 売上高 100 億ウォン未満の法人は税務調査の定期選定から除外

(2) 非定期調査対象

国税基本法第 81 条の 6 第 3 項の規定により、無申告および未提出・資料商仕入、脱税情報提供、申告内容に脱税や誤謬の嫌疑を認められるだけの明確な資料がある場合は、非定期調査対象として選定している。

3. 最近の移転価格調査の傾向および調査方法

(1) 国税庁の移転価格税務調査の強化

1) Outbound 中心の移転価格税務調査の強化

過去、Inbound 中心の外国・外国投資企業を対象として移転価格税務調査が集中したが、最近韓国企業のグローバル競争力が強化されて徐々に Outbound 中心に、移転価格税務調査が拡大されている傾向にある。これにより、主に大企業の税務調査を担当している地方庁調査 1 局内に移転価格専門の税務調査官を投入し、移転価格税務調査を支援するなど、移転価格税務調査が一層強化されている。

2) 無形資産およびサービス取引に関連する移転価格調査の拡大

調査の範囲が従来の財貨等の有形資産取引中心から、海外派遣従業員の人件費、支払保証、ロイヤルティー等の役務および無形資産取引に拡大されるなど、移転価格調査が広範囲で行われている。

特に、居住者と国外特殊関係者間の役務取引（Intra-group Services, “IGS”）¹ の場合、役務の実在性のみでなく、役務による便益があることを証明しなければならないなど、納税者が当該費用を損金として認められるために、以下の四つの要件²をすべて満たすように要求している。

- ① 事前に約定を締結し、同約定により役務を実際に提供すること
- ② 役務の提供による追加の収益発生または費用節減を期待できること
- ③ 役務の対価が、国際租税調整に関する法律が提示する規定により算定されること

¹ 経営管理、金融諮問、支払保証、電算支援および技術支援、その他必要であると認められる役務取引

² 国際租税調整に関する法律施行令第6条の2[役務取引の場合は正常価格]

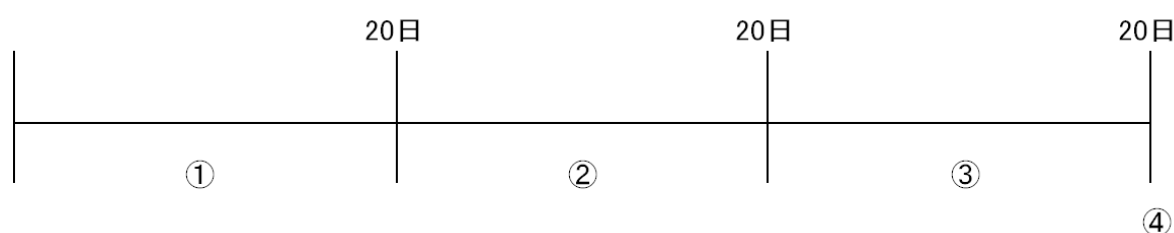
④ 上記の事実を証明する文書を保管・備え置くこと

上記に関して、役務の実在性および関連証憑をすべて具備しているが、事前約定が締結されていない、または取引以降に締結されたという理由により、関連費用が損金否認される事例が発生している。

また、上記の要件を一つも満たさない、もしくは課税官庁が要請する資料を期限内に提出しないことにより、当該費用が否認される事例も発生している。

(2) 移転価格税務調査フローおよび調査方法

移転価格に対する税務調査は約3カ月（営業日基準60日）が所要され、調査期間別に遂行する業務は以下のとおりである。



① 会社に対する理解および資料の要請

税務調査チームでは会社に対する理解および特殊関係者間の取引内容を把握できる資料（移転価格分析報告書、税務調整計算書、監査報告書、会社の紹介資料等）を要請して、会社が採用した正常価格算出方法³が適正であるかどうかを検討する。

② 正常価格範囲に対する論議および予想課税額の算定

選択された正常価格算出方法により、適正に比較対象が選定されているかを確認するために、比較対象会社、運転資本調整の必要性、複数年度分析の必要性、取引の統合および分離等に対して検討が行われ、税務調査チームが予想する大まかな課税価額が算定される。

③ 移転価格審議委員会の開催

税務調査チームが算定した予想所得調整金額が50億ウォン以上であるか、あるいは納税者が異議を提起する場合、移転価格審議委員会を開催して移転価格税務調査の結果が適正であるかどうかについて検討を行う。

④ 調査結果の通知

税務調査チームは調査の完了後に、確定された所得調整価額を納税者に通知することになり、その結果により会社は不服手続き（課税前適否審査、不服請求、APA等）を進行するかどうかの判断を行う。

³ 国税法では正常価格算出方法に対して比較可能第三者価格法、再販売価格法、原価加算法、利益分割法、取引純利益法、その他合理的な方法のうち、最も合理的な方法で計算するように規定している。

(3) 移転価格調査時の主なイシュー事項

移転価格の調査時に発生する主なイシュー事項は、以下のとおりである。

イシュー事項	検討内容
正常価格算出方法の適正性	<ul style="list-style-type: none">法人税税務調整申告書と移転価格検討報告書が同一な正常価格算出方法を適用しているかどうか。再販売取引を行う場合、再販売価格法と取引純利益率法のうち、どちらが合理的であるか。会社が行う個別取引を統合して評価する必要があるかどうか。
比較対象会社の検証	<ul style="list-style-type: none">会社の選定が適正であるかどうか。比較対象会社の選定基準の適用が適正であるかどうか。
算出された正常価格範囲の適用	<ul style="list-style-type: none">算出された正常価格範囲を適用する事業年度の決定（特定年度または調査対象全体事業年度）
IGS	<ul style="list-style-type: none">国外特殊関係者とのサービス、ロイヤルティー、使用料取引に対する取引価額の決定が適正であるかどうか。国外特殊関係者から提供を受けるサービス等において当該費用および遂行業務内容に対して客観的な資料が入手可能であるかどうか。

第3章 関税庁調査の動向

－ 関税調査 －

1. 最近の関税調査の動向

(1) 関税調査の動向

2013年以降、朴槿恵政府の地下経済陽性化政策および税収確保目的の関税調査強化の立場を維持しており、継続的に調査を拡大している。

特に、多国籍企業などの特殊取引関係にある企業に対する調査をさらに強化しており、①多国籍企業（“卸売”、TP イシュー）のうち長期（4～5年）未調査会社、②関税率0%適用物品の輸入会社、③特に、医薬品（医療機器）/消費財/自動車/ブランドメーカー等に調査力量を集中する傾向にある。

＜最近 5 年（2009～2013 年）の多国籍企業の追徴実績＞

追徴会社数の比率	追徴金額の比率
24% (399 社/1,652 社)	67% (10,901 億ウォン/16,324 億ウォン)

関税調査は、従来の公正課税よりも追徴中心となっている。従来の関税調査は公正課税を向上させるべく課税立証責任を課税官庁が負担していたが、朴槿恵政府以降、税額追徴中心の関税調査となり納税者が立証責任を負担する傾向となっている。

従来の関税調査	現在の関税調査
1. 公正課税 2. 関税立証責任：課税官庁	1. 無理な課税 2. 非課税立証責任：納税者

イシュー事項

1) 付加価値税仕入税額控除の制限

2013 年 7 月以降から行われる関税調査により、輸入付加価値税の追徴額が発生した場合、輸入者は（輸入）付加価値税の仕入税額控除を受けることができなくなったため、付加価値税の負担が増加することになった。

2) 移転価格審査に関税庁の審査力量を集中

最近、関税庁は三つの本部税関に移転価格専担特殊取引審査チームを五つ新設した。関税庁において、特殊関係者間の取引に対して事前分析をした後に審査を指示しており、第 4 方法の適用のための審査環境（同種同類比率システム構築、審査マニュアル製作、税関審査チーム間の情報共有の強化等）を改善している。

3) 特殊関係者間のロイヤルティー、役務費に対する審査の強化

特殊関係者に支払うロイヤルティー、購買手数料に対する課税を強化し、国際マーケティング費などの役務費を輸入物品代金とみなす傾向が多くなっている。

4) 関税と国税の調和

関税法第 38 条の 4 によって国税庁の移転価格に対する追徴決定を受けた後、関税庁に関税還付を要請できるように規定している。しかし、国税庁と関税庁の正常価格計算方法が異なることにより、実際には該当する会社がない状態である。

5) 移転価格による外貨の海外逃避措置の強化

2013 年 8 月 13 日に関税法第 270 条の 2（価格操作罪）が新設されたことにより、輸出入申告時に不当に財物または財産上の利得を取るか、第三者を介して、これを取得させる目的で物品の価格を操作して申告した者については、2 年以下の懲役または 5,000 万ウォンの罰金に処している。

2. 関税調査の種類

関税庁の関税審査には総合審査、定期法人審査、企画審査の3種類がある。

区分	審査対象会社および調査内容
総合審査	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 対象会社：AEO総合認証優秀会社 (2014年7月現在基準で441社) ▪ 対象会社が認証期間の延長および認証格付の上方修正を申請する場合に実施 ▪ 過去の税額追徴・処罰中心の審査方式から自発的法規遵守度の向上が目的
定期法人審査	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 対象会社：AEO認証を獲得していない大企業中心 (1,000大企業内) ▪ 国税庁の税務調査と同じく定期的(4~6年)に審査 ▪ 課税価格、為替取引、通関適法性等の輸出入に関連するすべての事項を総合審査 <p>(*) 2013年に312社を調査して1,062億ウォンの関税および諸税追徴/4兆500億ウォン相当の輸出入関連法令の違反事例摘発(2010~2013)</p>
企画審査	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 対象会社：総合および定期法人審査の対象を除くすべての輸出入会社 ▪ 一斉企画審査、脱税情報提供、特別指示および自己情報分析等によって比較的に高い納税および貿易法規危険群に対して実施 <p>(*) 一斉企画審査：関税庁で選定したテーマに従って全国的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 最近の重点テーマは、本支社間移転価格の関税価格適正性、贅沢性消費財、ロイヤルティーの漏れ、国民健康、社会安全、環境保全、財産国外逃避等であった。 <p>(*) 多国籍企業に対する企画審査のみで最近2009~2013年に1兆901億ウォン追徴</p>

以上